

[オンライン申請システムにおける留意事項について]



[オンライン申請システムにおける留意事項について]

<p>オンライン申請事件の自動受付の際の要求項目について</p>	<p>オンラインによる申請事件については、自動受付時に要求項目を「全部事項」にて受け付けています。 オンライン申請による事件の対象となっている物件が多登記事項を有し、調査票の印刷において大量の帳票の出力が見込まれる場合等においては、受付情報修正により要求項目の修正を行ってください。</p>
<p>オンライン申請事件の調査票の印刷指示について</p>	<p>オンラインによる申請事件については、代表受付番号単位に調査票の印刷指示を行ってください。範囲指定による調査票の印刷は行うことができません。</p>
<p>オンライン申請事件の調査完了処理について</p>	<p>オンラインによる申請事件について調査完了を行う場合、登録免許税額については申請情報から自動的に編集されます。</p>
<p>オンライン申請事件の記入処理について</p>	<p>オンラインによる申請事件について、記入処理において「オンライン申請利用機能」により登記事項の編集を行う場合、使用できる記載例は標準的な記載例（一部を除く）に限られ、記載例登録等で新たに登録された記載例は使用できません。</p>
<p>登記識別情報の複写を遺漏している物件への対応について</p>	<p>分筆の登記等において、本来、登記識別情報の複写を行うべきところ、これを遺漏している物件があることが判明した場合には、速やかにバックアップセンターに連絡してください。個別手順により、登記識別情報の複写を行うこととなります。 なお、登記識別情報の複写を遺漏している物件に対して登記申請がなされている場合は、当該事件について調査完了以降の処理は行わず、個別手順による登記識別情報の複写処理が完了した後に、調査完了以降の処理を行ってください。</p>